

平成 2 7 年度

第 1 回 北広島市都市計画審議会

議 事 録

平成 2 7 年 8 月 1 8 日 (火)
市役所本庁舎 2 階 会議室

北広島市企画財政部都市計画課

議事録署名委員

8番委員 橋本博

10番委員 長南秀之

目 次

1	開会	1
2	委嘱書交付	1
3	新委員の紹介	1
4	企画財政部長挨拶	2
5	会長挨拶	2
6	議事録署名委員の指名	3
7	議事	3
	〔審議案件〕	
	議案 第1号 「土地利用計画制度の見直し（原案）」について	
	〔経過説明〕	
	第1号 「札幌圏都市計画道路の変更」について	
	・道央自動車道、月寒通、平和通及び羊ヶ丘通の変更（北海道決定）	
8	その他	15
9	閉会	15

平成27年度【第1回】北広島市都市計画審議会

1 日 時 平成27年8月18日(火) 10時00分～11時30分

2 場 所 市役所本庁舎 2階 会議室

3 出席者 委 員：会長ほか7名
北広島市：企画財政部長
事務局：都市計画課長ほか3名
傍聴者：1名

4 議 事

〔審議案件〕

議案 第1号 「土地利用計画制度の見直し(原案)」について

〔経過説明〕

第1号 「札幌圏都市計画道路の変更」について

・道央自動車道、月寒通、平和通及び羊ヶ丘通の変更(北海道決定)

出席者

【委員】

1番委員	太田 清澄 (会長)	6番委員	佐々木 亮
2番委員	安藤 淳一	7番委員	(欠席)
3番委員	岸 邦宏	8番委員	橋本 博
4番委員	大迫 彰	9番委員	(欠席)
5番委員	長田 一彦	10番委員	長南 秀之

【北広島市】

企画財政部長	中屋 直
--------	------

【事務局】

都市計画課長	諏訪 博紀
都市計画課 主査	渡辺 聡
都市計画課 主任	大西 康文
都市計画課 主事	大槻 達也

1 開会

事務局（諏訪課長） 定刻になりましたので、ただ今より平成27年度第1回北広島市都市計画審議会を開催いたします。皆様よろしくお願いいたします。

2 委嘱書交付

事務局（諏訪課長） それでは次第に沿って進行をさせていただきます。次第2、委嘱書の交付をお願いいたします。今回、新たに委員として3名が選任されております。大迫委員と橋本委員につきましては、4月の北広島市議会議員選挙において、ご当選され、市議会推薦として5月20日より委員となっております。長田委員につきましては、4月より北広島交番所長に着任され、関係行政機関の職員として、4月10日より委員となっております。今年度、第1回目の都市計画審議会になりますので、企画財政部長の中屋より委嘱書を交付させていただきます。3名の方はその場で委嘱書をお受け取りください。それでは中屋部長よりお願いします。

4番委員 大迫 彰 様

5番委員 長田 一彦 様

8番委員 橋本 博 様

（企画財政部長より各委員に委嘱書を手交）

事務局（諏訪課長） 今回新たに選任されました3名の委員の方の任期につきましては、北広島市都市計画審議会条例第2条第3項から、前任者の残任期間となりますので、他の委員の皆様と同様に平成28年8月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 新委員の紹介

事務局（諏訪課長） それでは新しく委員になられた皆様から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。なお、本審議会は議事録作成録音をさせていただいておりますので、手前のボタンを押してからご発言していただきたいと思います。それでは4番委員の大迫様、5番委員の長田様、8番委員の橋本様の順でお願いいたします。

大迫委員 4月の市議会議員選挙で当選させていただきました、建設文教常任委員会の委員長になり、こちらの委員として出席させていただきます大迫でございます。よろしくお願いいたします。

長田委員 4月に北広島交番所長となりました長田と申します。この都市計画という部分に関して、全くの素人でございます。市民の皆様が安全安心で暮らせるといった部分を、警察的視

点で何かできればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

橋本委員 市議会議員の橋本博と申します。都市計画は世間にとって大変大切なことと認識しております。先輩委員の皆様のご意見を賜りながら、意見を発していきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

事務局（諏訪課長） ありがとうございます。4月より企画財政部長が高橋から中屋に代わりました。中屋部長につきましては財政課長からの異動となっております。それでは企画財政部長よりご挨拶申し上げます。

4 企画財政部長挨拶

中屋部長 （省略）

事務局（諏訪課長） ありがとうございます。事務局ですが、4月より2名が交代しております。ご挨拶が遅れました。私が都市計画課長の諏訪でございます。建設部土木事務所より異動となり、4月から都市計画課長となっております。よろしくお願いいたします。担当主査も笹原から渡辺に代わりましたので一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

事務局（渡辺主査） 改めまして、皆様おはようございます。4月に水道施設課から都市計画課へ異動になりました渡辺と言います。どうぞよろしくお願いいたします。都市計画課ですけども、初めてで、まだまだ未熟でありますけれども、委員の皆様のご協力、ご指導をいただきながら、都市計画事業を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 会長挨拶

事務局（諏訪課長） 続きまして次第5、太田会長よりご挨拶いただきます。これ以降の進行につきましては太田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

太田会長 改めまして、皆様おはようございます。本日は大変ご多忙の中、私の日程等もあって、ご調整いただきまして、ご参集いただきありがとうございます。今回新たに加わりました3人の委員の皆様につきましては、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。すでにご案内をさせていただいている通り、本日の都市計画審議会は審議案件1件、説明案件1件となっております。なお、事務局からこのことについても話があるかと思っておりますが、この審議案

件につきましては、前回の審議会の中で非常に長い時間を割いて事務局の方からも詳しくご説明をいただいているところでございます。その説明の後に委員の皆様から多様で貴重なご意見をいただいております。それも含めて、事務局の方から回答といいますか、話があると私は理解しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。それでは議事に入ります前に、本日の審議会の成立について、事務局より報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局（大槻主事） 本日の審議会の出席者は、10名中8名で鈴木委員と田原委員が欠席されております。北広島市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席が認められますので、本審議会は成立することを報告いたします。

太田会長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局より本日の審議会が成立する旨の報告がありましたので、会議次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

6 議事録署名委員の指名

太田会長 それではまず、議事録署名委員の指名についてでございますが、今回は8番委員の橋本委員と10番委員の長南委員に議事録署名委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。橋本委員につきましては、着任したばかりで申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

7 議事

太田会長 それでは冒頭に私の挨拶の中でお話をさせていただきましたけれども、議事についてでございます。お手元の議事次第を再度ご確認くださいと思いますが、まずは議案第1号審議案件でございます。このことについては先ほどの挨拶の中でも少し触れさせていただきましたように、前回の審議会の中で申しましたように、長い時間を割きまして説明いただいて繰り返になります。また委員の皆様からも多様で貴重な意見をいただいたということで、このことにつきまして、私の立場からも付帯意見としてもはっきり明確に位置づけをするようにということを事務局にもお願いしたところでございます。この中身について、その後、案を推進するにあたりまして、補充すべき要件も発生したということで、本日の審議会に至ったわけでございますので、その点も含めてですね、まずは事務局の方から原案につきまして説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局（渡辺主査） それでは私のほうからご説明させていただきます。まず説明に入る前に、

本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。順番として最初にあったのが座席表、次に北広島市都市計画審議会の議案書、その次にこの後ご説明させていただきます、「土地利用計画制度の見直し(原案)」についての資料、補足説明の資料として「土地利用計画制度の見直し(素案)」、別紙資料の同じく「土地利用計画制度の見直し(素案)」、こちらは図面が入っている方ですけれども、次に住民説明会における意見要旨と市の考えの資料、最後になりますけれども、説明案件の札幌圏都市計画道路の変更についての資料となります。ご確認されて、ない方がいらっしゃいましたらお知らせください。いらっしゃらないようですので、議案の方に入っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

資料の1つ目、審議案件、議案第1号「土地利用計画制度の見直し(原案)」について説明させていただきます。ページをめくっていただきまして、まずこの「土地利用計画制度の見直し」における審議経過について若干触れさせていただきます。この見直しについては、平成26年2月に開催した平成25年度第2回都市計画審議会にて、この土地利用計画制度について、都市計画マスタープランとの関係性、また、見直しにおける視点や方針を説明させていただきました。その後、平成26年度に入り、5月13日開催の第1回都市計画審議会にて、「土地利用計画制度の見直し方針(案)」についてご審議をしていただき、前回、平成27年1月28日に開催した、平成26年度第2回都市計画審議会において、「土地利用計画制度の見直し(素案)」が決定したところです。また、前回の審議会から今回に至るまで少し時間が空いておりますけれども、この間、住民説明会とパブリックコメント、順番が逆になってしましますが、議案の最後のページに、スケジュールを載せております。地区計画の原案縦覧を7月15日から28日まで実施しており、これに伴う北海道との事前協議を行っていたことから本日の開催となりました。今回の審議会では、「土地利用計画制度の見直し(素案)」をもとに、住民説明会、パブリックコメント、北海道との協議を経て作成した、「土地利用計画制度の見直し(原案)」についてご審議をしていただきます。

次のページをめくっていただきまして、住民説明会とパブリックコメントになります。住民説明会で説明した見直しの内容について、今年度から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、簡単ではありますがご説明させていただきます。別紙で用意しております「土地利用計画制度の見直し(素案)」、2つありますが、7ページものの薄い方になりますけれども、ページをめくっていただきまして1ページ目に「土地利用計画制度の見直し」についてイメージ図を記載しております。平成25年3月に改訂した「北広島市都市計画マスタープラン」、さらに上位計画である「北広島市総合計画」や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画区域の目標や区域区分の方針、さらに土地利用の方針に基づき、見直しを行っていくこととしており、その背景には人口減少や、高齢化社会などの社会情勢の変化、総合計画との整合性を図り、都市計画マスタープランを実現していくため、今回の見直しを行うところに至っております。

イメージ図の中段、赤い四角の中に、用途地域や地区計画、特別用途地区などの大きく3つの項目について、今回見直しを行います。見直しの方針として2ページに記載しております、住宅地における小規模店舗などの誘導を含めた、5つの項目からなる方針により、3ページの位置図にあります市内19か所の用途地域を主に、4ページの上段の赤枠にあります、Aの住宅地における小規模店舗などの誘導、Bの幹線道路沿道における利便施設の誘導、さらにCの拠点地区の

高度利用の促進の3つの項目から、今回、用途地域の見直しを行うこととしております。

また、この用途地域の変更に伴いまして、5ページに記載しております地区計画6か所、特別用途地区2か所の上乗せ規制の変更についても、併せて行います。

議案に戻っていただきまして、住民説明会については、5月12日の西の里地区から5月19日の北広島団地地区まで、計5か所において実施しました。参加人数は合計約60名、またパブリックコメントについては、5月1日から5月31日までの1か月間、都市計画課をはじめとする各出張所や北広島団地住民センターなどにおいて行いまして、さらに市のホームページでも意見等を募集しましたが、提出された件数は0件でした。また、別紙資料になりますが、5地区で行った住民説明会の中で出されました質問や意見などを集約して、意見の要旨と市の考えをまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

この説明会では、大きな反対意見はなく、ほとんどが質問でありましたが、何点か出されております。その内容についてですが、項目別に分けております。1つ目の第二種低層住居専用地域の拡充についてですが、今回の用途地域の変更の大部分を占める第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に変更する際の質問事項をまとめております。表の左側が質問や意見、右側に市の考え、回答を記載してございまして、この項目で各地区から多く出された質問では、ページをめくっていただきまして、9番の用途地域の変更により固定資産税の評価額に影響するのではないかとこの質問が最も多く、その回答としては、土地の使い方や利便性、またその他の多様な要因によって、この固定資産税評価額が変動するもので、単純に都市計画の変更により固定資産税の評価額に影響するものではないと答えております。他の質問では、幹線道路沿道における利便施設の誘導で2つの質問、次のページにあります拠点地区の高度利用で4つ、その他の質問として9つの質問や意見が出され、その内容についてはそれぞれ記載してあります。最後に27番の質問で、パブリックコメントを実施しているが、もう既に内容が決まっているのではないかという質問がありました。この回答としては、まだ素案の段階なので、パブリックコメントや説明会の中で出された意見を集約して、その意見を踏まえて原案を作成しますと答えております。また説明会で出された意見はきちんと審議会委員に周知してくださいと言われた住民の方もいらっしゃいました。

議案に戻りまして、次のページにいきたいと思っております。3番の用途地域、北広島市用途地域図です。こちらが今回用途地域の変更を行う19か所の位置図となっております。西の里地区の 番、 番、東部地区の 番、 番、北広島団地地区が 番から 番、大曲地区の 番から 番、西部地区の 番、そして共栄の広島工業団地の 番と大曲工業団地の 番。さらに 番の北広島駅西口、それと 番の青葉町が今回の変更箇所となります。ここで 番と 番のところを赤丸で囲っておりますけれども、こちらが今回、素案から原案への変更点になります。こちらについてご説明させていただきます。資料をめくっていただきまして、まず 番、これは南町ですけれども、こちらについては緑陽通沿道になりまして、まず右側が素案段階での範囲、左側が変更範囲を追加しているところであります。その理由としまして、見直しの方針の1つとして各地区の生活利便性の向上を図る目的で準幹線道路沿道への利便施設の立地誘導を挙げており、次のページになりますが、この場所については道路と宅地の高低差が右側の写真で示されているように、擁壁の高さが1.1mから1.3mと低く、実際に道路から宅地への車の乗り入れが可能な場所であるとして、変更範囲を南町2丁目と1丁目の一部を追加しております。

次のページにいきまして、3 - 2になります。箇所番号 番ですけれども、こちらは高台町の5丁目から6丁目にかけての緑陽通、先ほどと同じく緑陽通沿道になりますが、南町とは逆になりまして、道路と宅地の高低差が、次のページをめくっていただきまして、右側の写真にありますとおり、擁壁の高さが高いところで2 mから3 mあります。実際にこの道路から車の乗り入れが非常に厳しく、住民説明会においても、この点について声を寄せられておりましたので、この場所については変更範囲から除いております。以上2か所が用途地域における素案から原案についての変更点となります。

次にページをめくっていただきまして、こちらが用途地域の変更内容についての新旧対照図になります。まずは西の里地区の2か所で 番と 番、それぞれ用途地域の変更内容が、第一種低層住居専用地域、容積率が60%、建ぺい率が40%から、第二種低層住居専用地域に変わり、容積率が80%、建ぺい率が50%になります。それぞれの面積、こちらは同じく2.4haですけれども、そちらを記載しております。

次のページになります。こちらは東部地区、広島工業団地を含む3か所と北広島団地地区の 番から 番、 番、 番の変更内容とその面積をそれぞれ記載しております。

次のページにいきまして、こちらが大曲地区になり、大曲工業団地1か所を含む4か所と西部地区の1か所についての変更内容とその面積をそれぞれ記載しており、市内19か所の用途地域の変更内容をまとめたものが、次のページになりまして、こちらが用途地域新旧対照表になります。

今回変更となる1つ目の項目、一番上の欄に記載しております第一種低層住居専用地域で容積率、建ぺい率、外壁の後退距離の項目別にそれぞれ新面積と旧面積、また、その面積の割合がそれぞれ記載しており、一番右側、増減の欄に、単位がhaですけれども、第一種低層住居専用地域はすべての項目で減となり、あわせてマイナス39haの減となり、旧面積723haから新面積の684haになりまして、この減った分がその下にあります第二種低層住居専用地域、また第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域に変更となります。そして表の一番下の方になりますけれども、共栄と大曲の工業専用地域の18ha、こちらが準工業地域に変更となります。一番下の合計の欄の面積1,725.9ha、これについては内部変更でありますので変わりはありません。また、前回の審議会でも触れておりましたが、この用途地域の変更にあたり、各用途地域の面積にこれまで若干の誤差があるという報告をしておりますが、実際の面積に近づけられるように今回の用途地域の変更の中で修正する予定であります。

次のページに移っていただき、こちらが地区計画についての素案から原案への変更点になりますが、前段、北海道との法定図書に関する打ち合わせの際に、地区計画の地区の名称に関する件で、1点指摘事項がありましたので、その内容について説明させていただきます。当初から素案に至るまでの経過として右側の図、これは元々ある柏葉台団地南第一地区の計画図になりまして、右側下の凡例にあるとおり、地区整備計画として低層一般住宅B地区と沿道A地区、あとは街区公園の3つの名称があります。それを素案の段階で、左側の図に移りまして、第二種低層住居専用地域に変更する箇所が濃い青色の部分で、この地区の名称の低層一般住宅地区が追加され、他の名称についてはそのままの状態でありました。次のページをめくっていただき、素案から原案への変更点になります。先ほども申し上げたように北海道との協議の中で、右側の計画図右下の凡例、赤く囲っている部分ですが、低層一般住宅B地区について、住宅B地区という名称、これ

が実際のところ、この地区に関しては、低層一般住宅A地区というのがなく、単純にこの地区だけを見ると不自然で、市内18か所ある地区計画を一覧にすると、低層一般住宅A地区だとか低層一般住宅B地区というかたちでつながるのですけれども、地区計画はそれぞれの地区で完結して名称をつけた方が好ましいということで、この低層一般住宅B地区と沿道A地区のアルファベットを除いた形で、今回名称を変更しております。低層一般住宅B地区、これが原案として低層専用住宅地区、沿道A地区については沿道地区と名称を変えました。なお、今回の変更箇所を除いた市内13か所ある地区計画の名称については、今後、地区計画の変更が生じた際に変更することで北海道と協議をしております。

次のページにいきます。5の高度地区の新旧対照表になります。この高度地区というものは、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域に、建物の高さ10mと共に制限がかかっているものでありまして、今回は北広島団地地区の北広島駅西口の栄町、こちらについては第一種住居地域に変更するところですが、ここの0.8haと、もう1か所、青葉町4丁目、こちらについては第一種中高層住居専用地域に変わるところで、面積1.8ha、それぞれ用途地域の変更と高度利用を図る目的からこの2か所を除外しまして、高度地区の面積として元々724haから、この2つの地区の面積を合わせ2.6ha。実際、図上は四捨五入していますが、3haの減で、721haとなります。

次のページをめくっていただき、こちらが特別用途地区の新旧対照表になります。現在指定しております特別用途地区については、特別工業地区として第一種と第二種、特別業務地区で第一種から第三種の計5種類ありますが、今回、共栄と大曲工業団地の工業専用地域から準工業地域に変更する箇所において、新たに第三種特別工業地区の規制を設け、建築物の制限をすることになります。面積は2か所合わせて18haで、これにより特別用途地区の全体面積で235haから253haとなります。

次のページをめくっていただきまして、最後の項目になります。今後の予定についてであります。決定告示までの内容とその時期を一覧にしておりますが、本日の審議会を経て、今後、同時に作業を進めております法定図書の作成、これが終わり次第、北海道へ提出。また、事前協議を9月上旬に行いまして、その回答をもらった後に計画案の縦覧を10月上旬から2週間行います。その後、縦覧の中で出されました意見や質問を取りまとめ、その報告と北海道の事前協議における回答などを踏まえたかたちで、11月上旬の審議会にて報告、また本審議、最終の答申をいただきます。この答申まで進みますと、11月中旬には北海道協議、決定告示の手続きを行いまして、北海道協議の回答をもって12月下旬には決定告示をする予定となっております。

以上で「土地利用計画制度の見直し(原案)」についての説明を終わります。

事務局(諏訪課長) 私のほうから1点補足説明をさせていただきます。前回の審議会において、歩いて暮らせるまちづくりのための公共交通の施策の議論をするため、法定協議会の再設置を前向きにご検討いただきたいという審議会の付帯意見として、ご提示、ご提案がされた件についてであります。前回の審議会の中で、地域交通の議論をする場がないことから、今後の新たな展開については、法定協議会できちんと議論するというご意見を承りたいと思っておりますと答弁をしており、私どもも同様に考えております。しかしながら、平成22年度に立ち上げた北

広島市公共交通活性化協議会は実証実験が終わり、解散している状況であります。現在はこれにかわって公共交通輸送に関する問題を研究討議する場として、市民、事業者、行政の3者で構成する北広島市地域公共輸送協議会が設立されております。私どもとしては今後の新たな展開においては法定協議会に代わって、当面はこの協議会の中で議論をしなければならないものと考えております。以上であります。

太田会長　ありがとうございます。そのことにつきましては、後ほど意見の交換をさせていただきたいと思っておりますが、まず事務局の方からご説明いただいた中で、もう一度詳しくというと非常に長い時間をかけてしまいますので、新しく加わりました委員の皆様には申し訳ございませんが、先に進めさせていただきたいと思っておりますが、1点だけですね、特別用途地区の第三種特別工業地区を指定するという説明がありましたけれども、このことについてだけはもう一度詳しく説明していただけますか。第三種特別工業地区をかける、こういうものが普通できるはずだけど、そういうものは作ってはいけないという規制をかけたいという趣旨だと思いますので、その1点だけご説明ください。

事務局（渡辺主査）　それでは説明させていただきます。今回、先ほどの繰り返しになりますけれども、共栄の工業団地、大曲工業団地のそれぞれ国道の沿道、これを工業専用地域から準工業地域に変更、さらに、今回新たに第三種特別工業地区の規制をかけることとなります。基本的に準工業地域になると建築用途としては、色々なものが建てられるということで、もともとこの地区に関しては工業団地であるため、特別用途地区で、住宅、ホテル、老人福祉施設、大規模集客施設などの建築制限をするものであります。今回規制する第三種特別工業地区の建築制限内容としては、資料を見ていただくと一覧として載っておりますけれども、「土地利用計画制度見直し（素案）」の薄いページの6ページ、こちらに特別用途地区の規制ということで、建築できない建物として、14項目を挙げております。これらについて、この地区については建築できないという規制、制限内容となっております。以上です。

太田会長　はい、ありがとうございます。今事務局の方から説明がありましたことを、私の確認も含めて整理させていただきたいのですが、原案についての審議案件、議案第1号というこの資料に基づいて説明いただいたわけですが、まず3-1用途地域、素案から原案への変更箇所というところがございませうけれども、私の確認も含めて委員の皆様にも理解を深めていただきたいので確認をさせていただきたいのですが、事務局の説明の中のポイントは3-1、用途地域の素案から原案への変更箇所ということで、前回の審議会で、その上のページにありますように全体の変更箇所を説明していただいて、付帯意見はつけましたけれども、全体の方向としてはそういうことでよろしいのではないかとこの確認をこの審議会で行ったと思っております。その中で、今言った番、番、上の全体図からいくと右端の番、番、その詳細はその次のページ以降の3-1、3-2にありますけれども、ここについては前回の説明から先ほど申されたような理由

で変更したいということが1点です。

それから、4の地区計画の素案から原案の変更点ということで、まず当初から素案というかたちで、前回の審議会でも確認したところなのですが、その後、北海道との協議の中で、そのページをめくっていただいて、4の地区計画、素案から原案の変更点ということで、名称の変更をこの際、整理することがいいのではないかとということで、当初から素案ということで大体の方向確認を我々としましたところですが、さらに次をめくっていただいて、原案(新)というところですね。事務局から説明がありましたように、名称を統一するという変更があったかと思います。

高度地区、それから、今補足説明をしてもらった6の特別用途地区については、前回は説明はされているところでございます。方向としては確認をしているということを新たな委員の方もご確認いただきたいと思っております。

それから重要なポイントは、最後のページにあります、今後の予定についてということで、原案を推進していくにあたって、地区計画を前もって手続を終えておくことが必要であるということも確認されましたので、今後の予定についてありますように、少し時間が後に遅れてきたという背景もございますが、その辺もご確認ください。

私の方から確認をさせていただいたことも含めてですね、それから先ほど課長からも補足説明もあったことを踏まえて、全体を通しましてご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

前回、岸委員からご意見が出されて、今年もそれを受けて正式な付帯意見として位置づけるようにというお話を申し伝えつつもです。

岸委員 当面は公共交通の法定協議会を立ち上げないで、事業者と住民と行政の三者の協議会があって、そこで議論をするという話が、回答で今あったことに対するコメントですけれども、1月以降の新聞記事で見た限りで、例えば、団地のバス路線をどうするということに、補助金の増額の話になりました。ざっくりばらんな言い方をすると、結局バス事業者と行政の関係は余程良好な関係がない限り、補助金くれないと運行しませんよという。ある種、脅迫のような言い方をしてくるバス事業者が、おそらく帯広のバス会社を除いた、北海道のほとんどのバス会社がそうだと思います。私も色々なところの自治体で、公共交通の計画を立てていますが、補助金がないと協力をしないという言い方のバス会社が多くて、北広島団地の中を走っているバス路線のバス会社も、数年前に札幌市白石区の廃止問題を起こした会社ですから、そういうようなかたちで、補助金を増額しろと言っていると思うのです。法定協議会の役割は前回、あまり詳しくは説明できませんでしたが、最近の法定協議会の位置づけで、多くの自治体で、そういうバス事業者の言いなりにならないように、みんながいる場で協議しましょうというものをつくるという、抑止力のような、そういう位置づけで法定協議会を立ち上げているところがほとんどだと思います。北広島市も法的拘束力のない場で、三者が集まって協議をしているということではなくて、やはりまちづくりの中で、どうやってバスを維持するのか、どうやってバスを考えていくのかということ、その法定協議会のもとで議論する場が私は必要だと思います。

多くの自治体の事例を見ていたら、法定協議会の中で規程を作るのですが、廃止したいときには、例えば、半年前に申し出る必要があるなど、法定協議会での議論を尊重するという構造を作

っています。それをもって、バス事業者が今の制度では自由に参入撤退ができるけれど、なかなかそれを難しくするという、そういう動きをしている自治体が多いので、北広島市もやはり、北広島団地のバス路線の維持を考えたときには、今のバス路線のままが良いとは思わないですけれども、撤退されたらやはり困るということがあります。補助金を上げれば良いということではなく、そういう場でちゃんと議論をする。バス事業者が好きなことを言う、そういう言いたい放題な状況を作るのは良くないと私の中では問題意識を持っています。北広島市でその法定協議会がないというのは、私の中ではすごく危機感を持っていて、1月の後、やはり補助金増やしてくれと言っているですとか、あるいは、議会の中でも補助金を増やしたらどうだと言っている議員さんもいたり、私は全然話が違うと思っているのですけれども、そういうことではないようなものをちゃんと議論する場をつくるべきだと思います。以上です。

太田会長 貴重なご意見ありがとうございました。今回はこの土地利用計画制度の見直しということで、沿道の用途地域を変更して、歩いて暮らせる、歩いて物を買えるということで方向を出したわけです。これは1つの良い機会だと当然とらえるべきだと思っております。昨日、北広島市の住民の方ともお話ししたのですけれども、都市計画マスタープランとは、都市計画の狭義の意味にとられるのではなく、都市計画と言いながら、都市計画マスタープランというのは、都市の経営をどう考えるとか、都市がいかに持続していけるのかということで、狭義の都市計画を超えたところまで踏み込んでやる位置づけだというふうに思っております。都市計画審議会ではありますけれども、そういう意味合いの延長からいきますと、狭義の都市計画にとられるということではなく、岸委員からも話されましたように、高齢化、その他いろいろなことを踏まえて、北広島市が、勝手な私の思いなのですけれども、ぜひ都市としてブランドを高めていく上でも、今言われた地域の公共交通も含めて前向きに検討していただきたいと思いますと思うのです。

法定協議会というのは私ごとで恐縮ですけど、本州の3万人ぐらいの都市で法定協議会を立ち上げて、路線バスへの赤字補填をいかに減らすかという、結論的には4割位、6割削減したのですけれども、その代わりにデマンドタクシーという新しい公共交通を導入した、新潟県の胎内市というところがあるのですけれども、これは5年かけて、自画自賛ですけども、よくやり切ったなと思い、大変な評価をいただいているわけです。路線バスの会社の赤字補填を削減しながら、その生まれた原資で国の補助事業を使いながらやっていたというのがありますので、長くなって恐縮ですけども、私自身も法定協議会とわかっていたつもりですが、別の見方からすると、今言った逆の意味で制御をかけるという機能もあるのだという、目から鱗の話もございましたので、貴重な意見として受けとめていただいて、ぜひ今回の都市計画の見直しを契機にして、前向きに検討していきたいという話もいただきまして、さらに一層のご検討をいただきたいと私の立場からもお願い申し上げたいと思います。長くなって恐縮です。引き続きよろしく申し上げます。

中屋部長 貴重なご意見ありがとうございました。北広島団地が高齢化ということで、当然バスの利用者が減ってきているという状況にございます。全市的に他の地区は10年前と比べて人口が増加しているけれども、結局北広島団地の人口減少が著しいということで、市全体でマイナ

スになっているというのが現状でございます。我々も先ほどいろんな人口増加ということで、住み替え支援といいますか、世代を引き継ぐといいますか、そういった意味でも公共交通の意味合いというのは非常に大きいという認識があります。高齢化という部分で定年後、定期的な通勤に使わないという状況がかなり大きく、利用者の減につながっているということと言いつつも、日常生活という部分があって、どういったかたちで交通機関を使っているのかと言いますと、まだまだ元気なので車を使える間は使うというようなご意見が逆に今、非常に多い状況があります。そうはいいいながらも、そういった状況はいつまで続くのかという部分がありまして、私ども行政としても、ある意味転換期といいますか、今後、路線も含め、その利用と促進という部分も含めて、大きな転換期を迎えてきているかなというふうに思います。先ほどありましたけれども、定期的に自治連合会、事業者、行政も含めて意見交換会、また、最近では自治会単位でも実際どうなのかということで、バスの利用についてのご意見は何ってはきています。先程申し上げましたように、北広島団地の状況が、今はまだ車を使って買い物に行けるけれども、だんだんと車を使うことが難しくなるということで、そういった法定協議会を設立するか否かも含めて、北広島団地の交通問題についてはこれからの重要な案件かなと認識をしてございます。以上です。

太田会長　ぜひ前向きにご検討を継続していただきたいということを、私の立場からもご要請いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他の内容に含めまして、ご質問、あるいはご意見があれば、頂戴したいと思ひますので、ご意見をどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

橋本委員　今日初めて出席させていただきまして、担当の方からは簡単に経過は説明していただいた程度で、希薄な認識しかないものですから、お許し願ひたいと思ひますが、今後の予定につきましては、ちょっと目を通してきたものですから、地区計画の原案縦覧も終わったようなので、今日の審議会を終えれば、北海道との事前協議へという経過がありますので、そういった経過を私も理解しなければなりませんので、意見を述べるつもりはありません。

ただ会長がおっしゃったように、北広島団地の用途地域の関係について、賛否両論いろいろありますけれども、開発から40年が過ぎ、建ぺい率、容積率の関係で二世帯住宅という声が出てきていることは現実的にあるのです。それは生活の問題もありますし、札幌にアパート暮らしをしていたのですが、両親と家が近づけば悪くなるという昔の言葉から、そういう時代になって、お父さん、お母さんのもとで住もうという人も、また逆に2人共働きしなければ生活できないとか、そういった経済的なことを含めて、二世帯住宅と考へても、なかなか難しいという声も、一方ではありまして、少子化対策の中で議論をさせていただいているのですけれども、ぜひともこの問題は避けて通れない。40数年たったものですから、当時のそのものを活かす、活かしていくべきだという声もあるでしょう。一方では、二世帯住宅を建てたいという声もありますので、そろそろこれは真剣に議論をして、住民だけの顔色を見るばかりではなく、本当に積極的にこの議論をしていかなければならないと思ひております。素晴らしい北広島団地の環境は、良いところであると外から見ると言われるのですけれど、住んでいる人はそうでない感じがだんだんと。

バスの問題にしても不便を感じまして、今後そういった機会の中で議論していただきたいなと思っております。二世帯住宅を容積率、建ぺい率の関係でなかなかできないようです。そのような意見が結構あります。

会長の方から用途地域以外のお話も出たものですから、よろしいでしょうか。都市計画審議会ということで初めて出たのですけれど、都市計画というのは将来像を明確にして、それを実現に向ける大きな役割を果たすことが、この都市計画審議会とも言われておりますので、ぜひそのようなことも含めて、闊達な議論の展開を期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

先程部長がおっしゃってありました高速道路関係ですけれども、議会で2、3年前に指摘をさせてもらったのですが、輪厚スマートインターチェンジですけれども、これは北広島団地、南空知圏の方々は結構使う人が多いと思います。北広島団地を経由すると、サンパークゴルフ場のところを通り、今でも朝方、猛スピードで車が通っていきます。北広島交番署長さんが来ていらっしゃいますが、速度制限をつけてほしいと地域の人からは言われております。そういった道路形態を念頭に置きながら、24時間化ということをやったり考えていかなければならない。私どものまちは、そういった形態が後手、後手となってしまっている。事後処理的な要素が非常に多いのではないかと思います。道路はやはりそういった流れ、形態がやはり重要だろうと思います。ぜひ交通対策、安全対策、速度制限や標識をお願いしたいと思います。これ竹本さんという、名前使っていていいと思います。何軒も家がないところですが、よろしくお願ひしたいと思います。

バス路線のお話ですが、会長がおっしゃった件は私も同感でして、こういう議論も僕は水面下でしているの、担当者と思われるかもしれませんが、逆に放棄してもら。そういった違った方法があります。そうやっている自治体もあるのですよ。依存していると、補助金を増額と必ず来ますので、どのような方法があるかと考えていかなければならないですし、住民、市が出し合う日立市は、非常に住民もバス業者も多少の負担をしながらやっています。茨城の日立市。そういったところすべて事業者、行政に依存するのではなく、だから困るので、デマンド交通など色々なことありまして、そういうところもやっているので、やはりこれからそんな時代に来ているのではないのでしょうか。そんな議論が今後されていくことを期待しまして、とりあえず今日は意見というものはございません。

太田会長 貴重なご意見ありがとうございました。今は3点の論点とありますが、3点の視点からお話しいただいたと思うのですけれども、私から質問なのですけれども、北広島団地そのものの再生計画というものは、もう何度もやられてきたのでしょうか。あるいは今何か進行中のものはありますか。北広島市全体ではなくて、ニュータウンと呼ばれている、この北広島団地のことだけいった活性化計画とか。

事務局(諏訪課長) 北広島団地活性化計画というのですが、平成22年度に計画を策定しております、今それに基づいて、進めてやっているところでございます。

太田会長　それは継続中だということなので、その中かあるいは別の組織でもかまわないと思うのですが、橋本委員からご指摘があった具体的に二世帯住宅という、建ぺい率、容積をどうとらえるかという。北広島団地造成当時、建ぺい率、容積率を低く押さえているから今の環境が維持できるというのと、実際問題昔みたいな関係で、そのコミュニティのことも含めて二世帯で、親と子と住むというときに新たな土地の取得というところはいかないけれど、住みたいという方向。方向としてはそのようなこともあり得るかなと思うのですね。具体に対応していくことが可能かということをご指摘いただきましたので、今後の大きな課題でもあるかと思っておりますので、市の中でも、そのことについては色々な局面とか、部署があろうかと思っておりますけれども、貴重な意見として受け止めさせていただいて、ご検討ください。

輪厚スマートインターチェンジの話について、今即答できるものがあればいただきますけれども、色々な意見について整理すべきものがあるということであれば、整理した上で次の機会、あるいは別の機会に、ご回答いただくということでもよろしいかと思っております。今、何かすぐに即答いただけるものはございますか。

橋本委員　竹山温泉のところの道路がすごいカーブになっていて、あのようなところであっても結構スピードを出して行くのですよ。非常に事故の多発というか、予測ができます。そういった意味も含んでいるので、竹山温泉にはたまに行くのですけれど、あのカーブというものは恐ろしいのですよ。それと竹山温泉から出るとき、左右危険な箇所、大事故がないからいいでしょうけれども、それと高速道路に向かう人は必ず急ぐのです。急ぐから高速道路に乗ると思うのですよ。ぜひそういったことも道路形態、これをやはり頭に入れながら、24時間体制というものを検討すべきであるので、24時間体制が整ってからというのでは後手になるので、ぜひその安全対策というものを道路形態というものを考えていかなければならないと思います。

岸委員　都市計画マスタープランの見直しに私参加したのですが、そのときに輪厚工業団地が造成されたときに、そこで働く職員を何とか北広島団地に住まわすことはできないかという議論を当時してですね、そのときにはあの竹山温泉のところの道路というのはいまだに何とかしなくてはならないだろうということを議論し、北広島団地の定住促進の1つとして、その連携を図る軸をつくるべきではないかと議論をしたことがあるのですが、その後どうなっているのですかね。あそこの道路について、一応あのときに議論したはずなのですが。

事務局（渡辺主査）　おそらく北広島団地と西部地区を結ぶ広島輪厚線という道路です。過去にも、交通死亡事故とかというのが起きている路線で、夏冬にかかわらず、道路の形態、勾配、高低差があるものですから、なかなか安全速度で走るのが難しく、そこを利用する人は結構とばされるということがあります。道路交通規制で、担当は長田署長になると思うのですが、市としても、担当部署と協議を図りながら、例えばその道路の形態ですとか、あと速度規制の問題も、また担当部署が違いますけれども、連携を図りながら、アクセス道路、都市計画マスター

プランにもうたわれております、その核となる地区の都市間のアクセス道路についても、今後議論や協議の方を進めていければと思っております。

太田会長 他にご意見はございますか。貴重なご意見ありがとうございました。質問あるいは意見として、受けたことにつきまして、整理すべきものは再度整理していただきたいと思ます。事務局の方、よろしくお願ひしたいと思ます。それを踏まえまして、事務局の方から提案、審議の提示がございました中身につきましては、この方向で先に進めてよろしいでしょうか。

(承諾)

太田会長 ありがとうございます。それでは先ほどのスケジュールの通りに、今日審議会としては了承いたしましたので、前へ進めていただきたいと思ます。よろしくお願ひしたいと思ます。それでは冒頭にお話しさせていただきましたように、説明案件が1件ございますので、この件につきまして、事務局の方からご説明ください。

事務局(大西主任) 都市計画課の大西と申します。よろしくお願ひします。お手持ちの資料の2になります。A4の横になります。札幌圏都市計画道路の変更について説明いたします。ページをめくってください。

今回、新たに3名の委員が選任されましたので、前回の審議会までの経緯について簡単に説明させていただきます。月寒通と羊ヶ丘通の交差点の形状変更については、平成15年に変更を決定された立体交差の形状が、用地買収や詳細設計、交通解析により変更となったため、都市計画道路の区域の変更を行う予定で説明しております。

次の2点目ですね。札幌市と北広島市にまたがる、市域をまたがる都市計画道路の分断については、昨年5月に札幌市から北広島市に協議があり、高速道路の道央自動車道、月寒通(国道36号)、平和通(国道274号)の3本の都市計画道路は、高速道路、国道が含まれていることから、平成23年度までは北海道決定の都市計画道路でありましたが、平成24年4月1日から、都市計画法の改正で、政令指定都市については権限移譲により、札幌市域の国道の都市計画道路が札幌市の決定となりました。北広島市域は従来のまま北海道決定であります。1本の都市計画道路において決定権者が異なる場合、変更手続きなどが複雑となるため、市境で都市計画道路を分断する予定で説明しております。このような市域をまたがる都市計画道路の変更は、平成15年に羊ヶ丘通、厚別東通及び大曲通などの国道を含まない都市計画道路において変更を行っております。

今、説明させていただいた2本の都市計画道路の変更については、いずれも北海道決定の都市計画道路であり、今まで北海道及び札幌市と協議、調整を行い、都市計画変更の手続きを進めてまいりました。

しかしながら、今年の5月26日に確認も含めまして、北海道都市計画課と今年度の都市計画道路の変更について協議を行いました。月寒通と羊ヶ丘通の交差点における、赤丸で書いてある

場所になります。こちらの変更を延期するという説明がありました。併せて先ほど説明した2点目の札幌市と北広島市にまたがる都市計画道路の変更についても札幌市と協議しましたが、月寒通と羊ヶ丘通の交差点部の変更を延期するのであれば、市域をまたがる都市計画道路の分断についても、今年度急いで行う必要がないとの見解があり、こちらについても変更を延期することになりました。

今後についてですが、北海道都市計画課より羊ヶ丘通において、現在都市計画決定されている延伸部、月寒通（国道36号）から輪厚中の沢通までの未施工部分です。こちらの計画が整ったときに月寒通の交差点部の形状、ランプ形状がおそらく変更となると考えられるため、この時期に今年度予定していた都市計画道路の変更についても併せて行うこととするとの見解が北海道より示されております。北広島市においてはこの北海道の見解を尊重し、今後、関係機関との協議が進み、また都市計画道路の変更を行う準備が整いましたら、再度、都市計画審議会に説明したいと考えております。以上で札幌圏都市計画道路の変更について説明を終わります。

太田会長　ありがとうございます。新しく委員になられました3名の方、背景といたしますが、前段の話が前回詳しくされているのを踏まえて、少し省略して説明しているところもありますけれどもご理解いただけましたか。では、報告事項ということでございますので承認はいただくことではございませんけれども、一応こういう内容で少し先送りになったという一応のご了解をいただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

（了解）

太田会長　はい、ありがとうございます。全体を通しまして確認しておきたいということが再度ありましたら、頂戴したいと思っておりますけれども、ないようでしたらこれをもって本日の審議会を終了したいと思っております。

それでは事務局の方で今後のスケジュール等についてよろしく申し上げます。

8 その他

事務局（諏訪課長）　それでは私の方から次回のスケジュールについてであります。本日審議していただきました原案をもとに法定図書の作成、北海道との事前協議を経て、その後計画案の縦覧を行いまして、11月上旬の開催を予定しております。その際は会長と日程調整を行いまして、皆様にまたお知らせしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

9 閉会

太田会長　長時間ありがとうございました。それでは本日の審議会を終了いたしたいと思いますので、どうもご苦労さまでございました。

事務局（諏訪課長） それでは、以上をもちまして平成27年度第1回北広島市都市計画審議会を閉会いたします。本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

この議事録につきましては、重複した言葉づかい、明らかな言い直しがあつたもの等を整理し作成しています。